

令和4年第1回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

1	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	1
---	---	---

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 4 年久喜宮代衛生組合条例第 3 号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（病気休暇） 第 1 4 条　〔略〕 2　〔略〕 （1） 公務上の負傷又は疾病の場合　その療養に必要な期間 （2） <u>前号</u> 以外の負傷又は疾病の場合　9 0 日 （特別休暇） 第 1 5 条　〔略〕 2　〔略〕 （1） <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において 5 日（当該通院等が体外受精その他の衛生組合規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間</u> （2） 〔略〕 （3） 〔略〕 （4） 〔略〕 （5） 〔略〕 （6） 〔略〕 （7） 生後 1 年に達しない子を育てる場合　1 日 2 回それぞれ 3 0 分間（<u>男性職員</u>にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定により同日に	（病気休暇） 第 1 4 条　〔略〕 2　〔略〕 （1） 公務上の負傷又は疾病の場合　その療養に必要な期間 （2） <u>結核性疾患の場合　1 年</u> （3） <u>前 2 号</u> 以外の負傷又は疾病の場合　9 0 日 （特別休暇） 第 1 5 条　〔略〕 2　〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 〔略〕 （3） 〔略〕 （4） 〔略〕 （5） 〔略〕 （6） 生後 1 年に達しない子を育てる場合　1 日 2 回それぞれ 3 0 分間（<u>男子職員</u>にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定により同日に

おける育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]

3 前項第1号及び第8号から第11号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4・5 [略]

おける育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]

3 前項第7号から第10号まで_____の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4・5 [略]

○久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例

第20条 〔略〕

2 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第2項第8号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 〔略〕

○久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例

第20条 〔略〕

2 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第2項第7号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 〔略〕